

宮城県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 5 年 12 月 26 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

記

1 監査委員の報告日

令和 5 年 9 月 4 日

2 通知のあった日

令和 5 年 11 月 1 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課、地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 4 年度収入未済額

現年度分 942,460,608円

過年度分 1,596,595,905円

合 計 2,539,056,513円

・令和 3 年度収入未済額

現年度分 939,977,149円

過年度分 1,726,180,371円

合 計 2,666,157,520円

ロ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案、納税資力があるにも関わらず年度内に完納に至らなかった事案等、諸々の原因により発生したもの。

<処理内容>

令和 4 年度については「第 6 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」及び「令和 4 年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。

収入未済額の大半を占め、重点税目に位置付けている個人県民税については、各県税事務所及び地域事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを組織し、市町村職員併任を活用

した共同催告や共同徴収、搜索の実施など、市町村の状況に即した取組を行った。

個人県民税以外の税目については、オンライン預貯金調査の活用による効率的な財産調査を実施し、滞納処分を中心とする取組を徹底することで、一層の収入未済縮減を図るとともに、自動車税種別割の納期内納付率向上のための啓発運動を実施した。

<再発防止策>

令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、前計画に引き続き市町村と連携・協働して徴収対策を講じるとともに、生活困窮者に対しては納税緩和措置の適用の検討など適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(2) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託契約について、令和5年3月24日に業務が完了し、検査の後、同年4月17日に契約額の支出が行われたが、契約保証金の払出がなされていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 104,500円

ロ 措置の内容

<発生原因>

本件契約については、令和5年2月6日に契約保証金が納付され、同9日付けで契約を締結している。

令和5年3月24日に業務完了報告があったことから検査を行い、令和5年3月27日に検査合格通知と併せて請求書及び契約保証金払戻請求書の提出を契約業者に依頼した。

委託金に係る請求書については、令和5年4月3日に受領し、速やかに支払い手続きが進められたものの、契約業者より契約保証金払戻請求書の提出がなかったこと及び、年度を跨いででの処理となり課内での引継が不十分となってしまったことにより、払出が未処理であった。

<処理内容>

未処理発覚後、契約相手方に対し契約保証金払戻請求書を提出するよう依頼し、提出後速やかに払い出しを行ったもの。

<再発防止策>

課内で管理している支出状況一覧表について歳入歳出外現金の欄を設け、管理を行う。また、新たに歳入歳出外現金に係る簿冊を作成し、契約案件とは別に管理し、常に会計担当も確認できるよう努める。

(3) スポーツ振興課

イ 監査委員の報告の内容

施設管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

消防法等により定められた構造上の要件を満たしていない保管場所に届出をせずに危険物を保管していたもの。

- ・施設名 宮城県長沼ボート場
- ・保管物 ガソリン

ロ 措置の内容

<発生原因>

課内においての進捗状況に応じた適切な指示がなされず、進行管理などのマネジメントが不十分であったため。

<処理内容>

少量危険物保管庫の設置に向けて、今年7月に工事契約を締結し、適切に工事の進行管理を行っており、11月の工事完了までは、登米市消防本部との協議内容に基づき、同市消防条例で規定する範囲内で艇庫に保管するよう指定管理者に対して指導を徹底しているところである。

なお、工事着手に際しては消防本部への届出を行っており、供用開始に当たっては消防本部の検査を受ける予定である。

<再発防止策>

主要な事務事業や懸案事項のうち必要なものについては、進行管理表を作成し、管理職まで共有するとともに、チャットルームや定期的な課内会議により事業の進捗を確認することにより、適切な進行管理を図る。

(4) 循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和4年度分収入未済額
 - 現年度分 29,457,772円
 - 過年度分 1,000,280,654円
 - 合計 1,029,738,426円
- ・令和3年度分収入未済額
 - 現年度分 164,723,643円
 - 過年度分 836,782,011円
 - 合計 1,001,505,654円

ロ 措置の内容

<発生原因>

- ・竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれまで代執行により実施してきた対策費用が累積している。
- ・当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を发出しているが、少額の納付に留まっており、収入未済が継続している。

<処理内容>

- ・個人債務者への納付指導を継続し、分割納付を継続させた。
- ・財産調査を実施し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めた。
- ・財産調査により発見した債務者の財産を差し押さえた。

<再発防止策>

引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差押えを実施し、債

権の時効管理を確実にやっていく。

(5) 循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の受入について、調定遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、調定を行っていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 45,062,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

- ・令和4年度第2次補正予算の国からの交付決定日が、令和5年3月7日であったため、本来は令和4年度中に特例調定を行うべきであったが年度内での事務処理を失念したものの。

<処理内容>

- ・出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として調定決議を行った。

<再発防止策>

- ・調定遺漏が発生したことを受け、国庫補助金等進捗状況確認表を作成するとともに、交付決定及び交付額確定時に当該確認表への入力により調定状況を可視化し、事務処理漏れがないよう複数の目でチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
- ・出納整理期間中の事務処理になる場合は、人事異動による事務処理漏れがないよう、引継書等にも記載するとともに、事業担当者と予算担当者等が情報を共有することにより、相互に管理を行う。

(6) 子ども・家庭支援課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

児童扶養手当給付費返還金

- ・令和4年度収入未済額
現年度分 3,528,530円
過年度分 15,936,500円
合 計 19,465,030円
- ・令和3年度収入未済額
現年度分 4,924,110円
過年度分 13,217,510円
合 計 18,141,620円

ロ 措置の内容

<発生原因>

当該収入未済については、児童扶養手当支給後に資格喪失要件(結婚、転出等)に該当

していることが判明し、過払いとなった返還金の返納未済である。

返還金発生主な理由としては、結婚、転居等の届け出忘れのほか、年金（本人及び配偶者の障害年金や遺族年金等）受給の未申告などとなっている。

<処理内容>

返納未済者に対しては、特別滞納整理期間中（9月・2月）における催告状の送付や電話による督促を継続して実施している。

<再発防止策>

返還金発生を防止するため、手当支給前に各町村に対して資格喪失要件（結婚、転居等）に該当する者がいないか確認を行い、該当する可能性がある場合には、手当の支払いを一時差し止めするなどの対応を行い、返還金発生未然防止に努めている。

(7) 子育て社会推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

補助金等精算返還金（宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金）

・令和4年度収入未済額

現年度分 10,016,967 円

過年度分 0 円

合 計 10,016,967 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

H30宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金について、補助事業者が県に無断で補助金で取得した財産を処分したため返還命令を行ったもの。

当該事業者（1者）は既に事業を中止しており、令和4年12月6日付けで債務整理が開始された旨弁護士から通知があった。

<処理内容>

当該事業者は、内閣府（国）事業補助金についても同様に返還請求を受けており、最終的な返還額が多額となることを見込まれる。内閣府の委託団体と随時情報を共有し、当該事業者の債務整理を行っている法律事務所とも連絡を密にして不納欠損処分も視野に入れながら返還又は配当等に対応していく。

<再発防止策>

補助事業者が、事業を中止した等の情報を入手した場合に、財産処分や補助金返還等について、適切に指導していく。

(8) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

産業技術総合センターに係る施設・設備等保全事業において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

・件数 3件

- ・冷暖房蓄熱システム更新工事 112,238,000円
- ・冷温水器発生機更新工事 6,342,000円
- ・空調設備主要配管更新工事 10,239,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当者が事業実施に必要となる内部手続を怠ったこと及び管理・監督職員による進捗状況の確認不足により、事業を執行できなかったものであり、事案の発覚が遅れたため、減額補正などの所定の手続きができず不用額となったもの。

<処理内容>

未執行となった本案件については、庁内調整の上、後年度の予算措置の調整を図った。

<再発防止策>

所管事業の事務処理スケジュールの一覧表を組織全体で共有し、担当職員から管理・監督職員まで確実に進捗状況を複数の目で確認できるチェック体制を構築した。また、担当者が事務処理上の課題などを抱えこまない風通しの良い職場環境整備とするため、各班の業務の状況を課内会議で報告するなど、ボトムアップの発言機会を増やすよう工夫している。

(9) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金返還加算金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

補助金返還加算金

- ・令和4年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	35,443,430円
合計	35,443,430円
- ・令和3年度収入未済額

現年度分	35,443,430円
過年度分	0円
合計	35,443,430円

ロ 措置の内容

<発生原因>

事業復興型雇用創出助成金の支給決定取消により生じた返還金が完納となったことに伴い、一債務者について、延納利息(8,520,029円)と併せて確定した補助金返還加算金である。金額が大きく、コロナ禍による経営状況の悪化等を理由に一括での支払いが困難である旨の申し出があり、収入未済が発生したものである。

<処理内容>

当該債務者について、令和3年度収入未済額は補助金返還加算金と延納利息の計43,963,459円であったところ、令和4年度中は月20万円の支払計画による8か月分の計160万円を回収し、回収金額は延納利息に充当した。

<再発防止策>

経営状況等を把握した上で、適正な返還計画に基づく誓約書を徴し、定期的な状況確認や計画の見直しにより早期完納を図っている。

また、助成金の支給決定に係る審査について、審査マニュアルの整備や職員向け研修の実施及び複数人によるチェック等により、新規の返還事案の発生防止に努めている。

(10) 農村整備課、農村防災対策室

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の受入について、調定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、調定を行っていないかったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 200,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

国庫補助金について、取りまとめ所属から、令和5年4月18日に第2次補正予算で国からの交付決定日が令和5年3月7日であった旨の通知があったことから、本来は令和4年度中に特例調定を行うものであったが、年度内での事務処理を失念したものの。

<処理内容>

出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として調定決議を行った。

<再発防止策>

調定漏れが発生したことを受け、国庫補助金歳入調定状況一覧表を作成して情報入力・調定処理状況等が見える化し、経理担当班及び事業担当班の相互による正しい知識の共有、複数の目によるチェック体制の強化を図る。

また、出納整理期間中には、財務システムによる、調定・収入・収入未済状況等を随時複数人で確認を行い、早期に情報共有し、相互に管理を行うことにより再発防止に努める。

(11) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金の調定において、不適切な事務処理が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和4年度森林環境保全整備事業費補助金において、二重に調定していたもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 正調定額 10,000,000円
- ・ 誤調定額 20,000,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

交付決定通知日で調定を行っていたが、出納整理期間中に、同補助金をとりまとめている森林整備課担当から調定の実施について確認された際に、調定済みであることを失念していたため、再度調定を行ったもの。

<処理内容>

なし。

<再発防止策>

①国の交付決定等については、決裁ルート確認表を添付し、予算担当班にも必ず供覧す

るとともに、決裁後、予算担当班に当該起案を提出し、調定等の手続きを適正に行うことを徹底する。

②調定入力後、「調定済」のスタンプを交付決定通知原本に押し、事業担当班においても交付決定の調定入力の有無を確認できるようにする。

(12) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅使用料

・令和4年度収入未済額

現年度分 12,430,710 円

過年度分 22,487,855 円

合 計 34,918,565 円

・令和3年度収入未済額

現年度分 13,368,900 円

過年度分 21,666,070 円

合 計 35,034,970 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

滞納整理実施要領に基づき未納者に対して督促し、電話や訪問による支払い催告等を行ったものの、納付されなかったもの。

既に退去している滞納者に対しても現住所を調査し、書面、電話等による支払い催告や民間債権回収業者(サービサー)への債権回収委託を実施したが、納付されなかったもの。

<処理内容>

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社(以下「公社」という。)へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施した。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について(令和3年度～令和4年度)」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施した。

県では公社と、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んだ。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納額が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門が連携を密にして入居承継や同居承認等の手続きを滞納者に促した。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

再三の催告等を行っても納付の見込みがない滞納者については、県と公社による訴訟対象者選定会議を経て、明渡訴訟を提起し、応じない入居者に対しては断行を実施した。

<再発防止策>

【入居者への取組】

- ①初期滞納者（1～2か月）への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑥連帯保証人に対する対応の強化
- ⑦減免制度の周知
- ⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去滞納者への取組】

- ①民間債権回収業者（サービサー）の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

(13) 会計課、会計指導検査室

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

市町村から提出のあった国庫補助金の概算払請求について、国費請求を怠っていたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 600,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

市町村に支払う補助金の請求書類が県担当課から提出され、会計課において請求内容の確認が十分でなかったことにより、支払手続が行われないうちに、国の支出期限を超過し、支払ができなくなってしまったもの。

<処理内容>

市町村に対し、事案発生の際の経緯等を説明し陳謝するとともに、国の関係部署に報告を行ったところであり、引き続き、支払に向け、国と協議・調整を行っていく。

<再発防止策>

- ・提出書類の確認用として担当課が作成する「請求書一覧表」の記載項目を見直すなど国費事務マニュアルを改正し、提出書類のチェック漏れ防止対策を講じた。
- ・支払に係る担当課でのチェックの実施状況について、会計課で確認することとし、確実なチェック体制を確保する。
- ・未払の状態となっている補助金等の確認結果を複数職員で突合することにより、チェック体制を更に強化する。

(14) 高校教育課、高校財務・就学支援室

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と

適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

- ・令和4年度収入未済額
現年度分 69,484,440円
過年度分 341,283,344円
合 計 410,767,784円
- ・令和3年度収入未済額
現年度分 72,305,263円
過年度分 308,408,123円
合 計 380,713,386円

ロ 措置の内容

<発生原因>

平成17年度に貸付を開始した高等学校等育英奨学資金は、平成24年度以降、償還が本格的に開始され、年々償還対象者の増加に伴い、償還未納額も増加している

<処理内容>

収入未済を縮減するため、未納者本人や保証人に対し文書や電話による納付の働きかけを行い、さらに所在不明等の回収困難な案件の一部については、債権回収会社(サービサー)に業務委託するなど、取組強化を図っているところである。また、毎月の貸付金償還状況を取りまとめ、室内で情報共有を図るとともに、会計課に報告している

<再発防止策>

返済初期対応として、新たに償還が開始した奨学生の中で、返済が滞っている者に対して、重点的に電話等による督促を継続的に行うとともに、奨学生の返還に関する意識が希薄とならないように、卒業時に償還に対する意識付けを行うよう学校に依頼するなど、引き続き収入未済縮減に努める。

(15) 高校教育課、高校財務・就学支援室

イ 監査委員の報告の内容

社会保険料及び使用料において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 会計年度任用職員の社会保険料及びETCカード利用料において、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。
 - ・社会保険料
期間 令和4年11月分～令和5年1月分
金額 312,366円
 - ・ETCカード利用料
期間 令和3年6月分～令和3年10月分
令和4年1月分～令和4年12月分
金額 400,700円
- 2 臨時的任用職員の社会保険料について、令和4年10月の制度改正により年金事務所への届出が必要であったが失念し、共済費の支出及び歳入歳出外現金の払出をしていなかったもの。
 - ・件数 1件

・金額 646,942 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当職員の支出関係事務が膨大となっていたほか、所属内でのチェック体制が機能していなかったことと、周囲の職員がそれぞれの担当業務をこなす中、相互チェックが疎かになり、担当者任せになっていたことが主な原因である。

<処理内容>

上記1については顧問弁護士等にも相談しており、支払自体は完了し債権債務の問題は発生していないため、特段の事務処理を要しない。

2については、本年4月28日に年金事務所にて手続を行い、保険料については5月30日付けで払出済みである。

<再発防止策>

会計書類の複数人による確認を徹底するとともに、事務処理の完了状況をチェックリストにより確認するほか、職員が気軽に周囲に相談し協力を依頼できる風通しの良い職場環境づくりや内部統制の確保に努める。

(16) 文化財課

イ 監査委員の報告の内容

公有財産において、引き続き財産の報告時期の遅延が認められたので、速やかに是正するとともに、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

前年度において財産の報告時期の遅延があった歴史の道標柱説明板について、財産の異動報告が行われていなかったもの。

・件数 29件

・取得金額 14,486,950円

ロ 措置の内容

<発生原因>

昨年度から財産の異動報告が行われていなかった歴史の道標柱説明版設置事業の関係資料を確認する中で、指摘を受けた対象となる標柱が29基のほか、東日本大震災の影響により、設置場所等が未確定である1基が判明し、その取扱いに関する調整に時間を要したため、事業全体30基分の異動報告ができなかったもの。

<処理内容>

令和5年6月下旬に、設置場所が未確定である1基を除いた29基分の公有財産の異動報告を完了した。

なお、残り1基分についても、準備が整いしだい異動報告を行うこととしている。

<再発防止策>

工作物の設置が決定した段階で、公有財産異動報告の必要性やその時期について、事業担当班と公有財産事務担当班の間で情報共有し、施行伺に報告予定時期等を明記するほか、報告完了まで一覧表で管理することにより、報告漏れを未然に防止する。

(17) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

返還金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

カード決済に伴う金融機関からのキャッシュバックに伴う返還金について、令和3年11月26日に調定すべきところ令和4年6月6日に調定したものを。

- ・件数 1件
- ・金額 3,500円

ロ 措置の内容

<発生原因>

- ・各種資料の確認不徹底
デビットカードが発行された際に郵送された書類にあったと思料されるキャッシュバックキャンペーンの資料の確認を担当者任せにし、複数人による確認が不足していた。
- ・定期的な通帳残高の確認不足
本通帳は当該支払のみの年一回しか使用しないものであるため、定期的な記帳による残高確認が不足していた。

<処理内容>

キャッシュバックによる入金を確認後、直ちに県警会計課に相談し、県財政課及び県警会計課からの回答に従い、速やかに調定処理を行った。

<再発防止策>

- ・複数人による各種資料の確認
金融機関からの書類は複数人により確認を行い、財務に影響が出る事項に関して見落としがないようにする。
- ・定期的な通帳残高の確認
定期的な通帳記帳により残高確認をすることで、失念による事務処理ミスを防ぐ対策を徹底する。